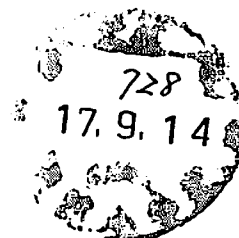
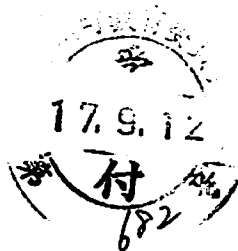


会	課

人	長	教	訓	係
福	岡	本	建	



17高教職第571号

平成17年9月8日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員課長

ハイウェイカードの販売終了に伴う通勤手当
の認定の取扱いについて（通知）

平成17年 9月15日をもって、ハイウェイカードの販売が終了となります。このことに伴い、高速自動車国道を利用する場合における通勤手当の加算額の算出方法を下記1のとおり変更します。

つきましては、現在、高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算額を受けている職員（以下「高速加算職員」という。）については、当該加算額の改定をする必要がありますので、管内小中学校等へ周知くださるようお願いします。

ただし、高速加算職員のうち、ETCを利用する者については、ETC前払割引があるため、引き続き従前どおりの割引率が適用されますので、改定の必要はありません。

なお、高速加算職員の支給要件の充足状況（高速道の利用実態、ETC車載器の搭載及び利用状況など）については、今後も随時確認を行うようお願いします。

また、この通知の施行に伴い、平成16年3月24日付け15高教職第1518号高知県教育長通知「通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて」第4の3(2)を

「ETCを利用する者の通行料金に係る加算額の算出については、ETC前払割引10,000円分（10,500円分利用可）の割引率（20/21）を適用し、算出すること。」に改め、第7中「ハイウェイカード」を削り、平成17年1月13日付け16高教職第1068号高知県教育長通知「ETC利用者に係る高速自動車国道の通行料金の割引に伴う通勤手当の認定の取扱いについて」の2中

「また、1箇月当たりの通行料金の額の算出にあたって、ハイウェイカード10,000円分（10,500円分利用可）の割引率20/21を適用することに変更はありません。」を

「また、通行料金に係る加算額の算出については、ETC前払割引10,000円分（10,500円分利用可）の割引率（20/21）を適用し、算出すること。」に改めます。

記

1 算出方法の変更について
（変更後）

① ETCを利用しない場合

片道料金×2（往復の場合）×21日×1/2

② ETCを利用する場合

片道料金×2（往復の場合）×21日×20/21（割引率）×1/2

※ なお、ETC通勤割引を利用する者の通行料金の加算額の算出については、従前どおりの取扱い（通常料金の2分の1の額を50円単位で端数処理した額を、片道料金として計算。）をしてください。

(変更前)

片道料金×2 (往復の場合) ×21日×20/21 (割引率) ×1/2

2 施行日 (事実発生日) 等について

- (1) 施行日 (事実発生日) 平成17年 9月16日
- (2) 改定後の額の支給の始期 平成17年10月

3 通勤届の取扱い

今回の改定については、本通知により正規の届出があったものとして取り扱うこととします。 本人からの届出は必要ありません。 教職員課において対象職員の手当額の改定を行います。

《問い合わせ先》

高知県教育委員会事務局

教職員課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4558

新旧対照表

○平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1518 号高知県教育長通知

「通勤手当の制度改正等に伴う取扱いについて」(抜粋)

新	旧
第 4 の 3 (2) <u>E T C を利用する者の通行料金に係る加算額の算出については、E T C 前払割引 10,000 円分 (10,500 円分利用可) の割引率 (20/21) を適用し、算出すること。</u> 第 7 事後の確認 (規則第 16 条関係) 所属長は、通勤手当を受給している職員について支給要件を満たしているかどうかを、定期券等の提示を求める等の方法により、随時確認すること。	第 4 の 3 (2) <u>通行料金の額の算出については、ハイウェイカード 10,000 円分 (10,500 円分利用可) の割引率 (20/21) を適用し、算出すること。</u> 第 7 事後の確認 (規則第 16 条関係) 所属長は、通勤手当を受給している職員について支給要件を満たしているかどうかを、定期券、<u>ハイウェイカード等の提示を求める等の方法により、随時確認すること。</u>

○平成 17 年 1 月 13 日付け 16 高教職第 1068 号高知県教育長通知

「E T C 利用者に係る高速自動車国道の通行料金の割引に伴う通勤手当の認定の取扱いについて」(抜粋)

新	旧
2 E T C 通勤割引による通行料金の算出方法 今回の E T C 通勤割引による通行料金は、通常料金の 2 分の 1 の額を 50 円単位で端数処理した額となります。(日本道路公団に確認済みです。) <u>また、通行料金に係る加算額の算出については、E T C 前払割引 10,000 円分 (10,500 円分利用可) の割引率 (20/21) を適用し、算出すること。</u>	2 E T C 通勤割引による通行料金の算出方法 今回の E T C 通勤割引による通行料金は、通常料金の 2 分の 1 の額を 50 円単位で端数処理した額となります。(日本道路公団に確認済みです。) <u>また、1 箇月当たりの通行料金の額の算出にあたって、ハイウェイカード 10,000 円分 (10,500 円分利用可) の割引率 20/21 を適用することに変更はありません。</u>